

第 2 期桐生市子ども・子育て支援事業計画
(令和 2 年度～令和 6 年度) 計画変更 (案)

第4章 計画の推進方策

基本目標1 乳幼児期の教育・保育・地域における子育て支援

1 量の見込みと提供体制、確保の方策

(1) 教育・保育施設の充実

①幼稚園・認定こども園（1号及び2号認定、3～5歳児）【提供区域：市全域】

【市の現状】

入園児童数（1号認定）は、平成27年度以降600人前後で推移しており、平成31年4月現在では533人となっています。年度途中での入所があり、徐々に増加していきます。なお、市内には、市立幼稚園7園、私立認定こども園19園があります。

【量の見込みと確保方策】

（単位：人）

区分		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
① 量 の 見 込 み	1号認定	550	517	492	476	460
	2号認定	0	0	0	0	0
	小計①	550	517	492	476	460
② 確 保 方 策	特定教育・保育施設（幼稚園・認定こども園）（利用定員の合計）	877	877 826	877 835	877 835	877 835
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
	小計②	877	877 826	877 835	877 835	877 835
小計②－小計①（過不足）		327	360 309	385 343	401 359	417 375

※量の見込みは、各年度3月1日時点の園児数の合計です

【確保方策について】

- ◆子どもの数が減少する中で、地域とのニーズの調整を図りながら、引き続き、適正な利用定員を確保しつつ、子育て世帯を支える環境を整備します。

②保育所・認定子ども園（2号認定、3～5歳児）【提供区域：市全域】

【市の現状】

3歳以上の入所児童数（2号認定）は、平成27年度から約11%減少し、平成31年4月現在では1,496人となっています。なお、市内には、公立保育所4園、私立保育所10園、私立認定こども園19園があります。

【量の見込みと確保方策】

(単位：人)

区分		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
① 量 の 見 込 み	2号認定	1,470	1,379 1,460	1,311 1,388	1,270 1,344	1,230 1,290
② 確 保 方 策	特定教育・保育 施設（保育所・ 認定こども園） （利用定員の合 計）	1,574	1,574 1,481	1,574 1,483	1,574 1,483	1,574 1,483
②－①（過不足）		104	195 21	263 95	304 139	344 193

※量の見込みは、各年度3月1日時点の園児数の合計です

【確保方策について】

- ◆子どもの数が減少する中で、地域とのニーズの調整を図りながら、引き続き、適正な利用定員を確保しつつ、子育て世帯を支える環境を整備します。

③保育所・認定こども園（3号認定、0～2歳児）【提供区域：市全域】

【市の現状】

3歳未満の入所児童数（3号認定）は、平成27年度から約6%減少しており、平成31年4月現在では880人となっています。年度途中での入所が多く、月々増加していきます。なお、市内には、公立保育所4園、私立保育所10園、私立認定こども園19園があります。

【量の見込みと確保方策】

（単位：人）

区分		R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
① 量 の 見 込 み	3号認定	1,084 (268)	1,049 (259)	1,016 (252)	984 (244)	956 (237)
② 確 保 方 策	特定教育・保育 施設（保育所・ 認定こども園） （利用定員の合 計）	1,149 (277)	1,149 (277) 1,113 (260)	1,149 (277) 1,113 (260)	1,149 (277) 1,113 (260)	1,149 (277) 1,113 (260)
②-①（過不足）		65 (9)	100 (18) 64 (1)	133 (25) 97 (8)	165 (33) 129 (16)	193 (40) 157 (23)

※量の見込みは、各年度3月1日時点の園児数の合計です
また、（ ）内は、0歳児の人数（内数）です。

【確保方策について】

◆子どもの数が減少する中で、地域とのニーズの調整を図りながら、引き続き、適正な利用定員を確保しつつ、子育て世帯を支える環境を整備します。

(2) 地域子ども・子育て支援事業の推進

①利用者支援事業（0歳～5歳、小学生）【提供区域：市全域】

【事業概要】

子ども・子育て支援新制度において、地域子ども・子育て支援事業として位置づけられており、子育て中の保護者や妊婦等が教育・保育施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるよう、情報収集とその提供を行い、必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【市の現状】

令和元年度は、保健福祉会館内の子育て支援センターで「基本型」、同会館内の健康づくり課で「母子保健型」を実施しています。

【量の見込みと確保方策】

①基本型

区分	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
①量の見込み（か所）	1	1	1	1	1
②確保方策（か所）	1	1	1	1	1
②－①（過不足）	0	0	0	0	0

②母子保健型

区分	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
①量の見込み（か所）	1	1	1	1	1
②確保方策（か所）	1	1	1	1	1
②－①（過不足）	0	0	0	0	0

【確保方策について】

◆この事業では、保健福祉会館内に、利用者支援事業「基本型」と「母子保健型」を併せた子育て世代包括支援センター機能を整備しています。平成 29 年度には保健福祉会館内に子育て相談係を配置、また、平成 30 年度には子ども家庭総合支援拠点を設置し、1 つの建物内で妊娠期から 18 歳までの子育て世代の支援をワンストップでサポートできる体制を整備しました。今後も、現状の体制を維持しながら、さらに連携を充実させ、引き続き事業を実施します。

②地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター事業）（0歳～2歳）

【提供区域：市全域】

【事業概要】

子育て中の親の孤独感や不安感等に対応するため、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行うことによって、地域の子育て支援機能の充実を図り、また、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな成長を支援する事業です。

【市の現状】

令和元年度は、桐生市子育て支援センター及び市内の私立保育施設内にある地域子育て支援センター10か所の合計11か所で実施し、年間延べ利用人数は48,500人（推計）となる見込みです。

【量の見込みと確保方策】

区分		R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
①量の見込み (年間延べ利用人数)		47,616	46,092	44,617	43,278	42,023
②確保方策	年間延べ 利用人数	47,616	46,092	44,617	43,278	42,023
	(か所)	11	11	11	11	11
②-①(過不足)		0	0	0	0	0

【確保方策について】

- ◆令和2年度以降も、各私立保育施設内地域子育て支援センターとの連携をさらに深め、利用者の希望に対応できるよう引き続き事業を実施します。

③妊婦健康診査事業【提供区域：市全域】

【事業概要】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査及び保健指導を実施する事業です。

【市の現状】

令和元年度は、妊娠届（妊婦窓口相談を含む）件数 537 件（推計）に対し、14 回目までの公費助成を行い、延べ受診回数は、5,968 回（推計）となる見込みです。

【量の見込みと確保方策】

区分		R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
量の見込み	(人)	522	505	490	475	461
	(回)	5,799	5,611	5,444	5,277	5,122
確保方策		実施場所：群馬県医師会及び足利市医師会所属の医療機関等 それ以外については、負担金にて対応 検査項目：妊娠週数に応じた適正な健康診査 実施時期：受診票を交付した日から出産の日まで				

【確保方策について】

◆令和 2 年度以降も現状の体制を維持し、利用希望に柔軟に対応できるよう引き続き事業を実施します。

④乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）（0歳）

【提供区域：市全域】

【事業概要】

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、育児に関する不安や悩みの相談、子育て支援に関する情報提供、乳児及びその保護者の心身の様子及び養育環境等の把握、支援が必要な家庭に対する提供サービスの検討や関係機関との連絡調整などを行う事業です。

【市の現状】

令和元年度は、対象児502人（推計）に対し、訪問件数は502件（推計）となる見込みです。

【量の見込みと確保方策】

区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み（人）	488	472	458	444	431
確保方策	実施体制：桐生市母子保健推進協力会に委託するとともに、市の保健師も訪問 実施期間：子育て相談課				

【確保方策について】

◆令和2年度以降も現状の体制を維持し、桐生市母子保健推進協力会に委託するとともに、市の保健師も訪問し、引き続き事業を実施します。

⑤-1 養育支援訪問事業（~~0~~歳妊娠～5歳）【提供区域：市全域】

【事業概要】

出産前から継続的な支援を行うことが必要な妊婦や養育支援が特に必要な就学前のお子さんを持つ家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

【市の現状】

令和元年度は、訪問実家庭数 363 か所（推計）、訪問延べ件数（専門的相談支援数）が 383 件（推計）となる見込みです。

【量の見込みと確保方策】

区分	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
量の見込み（人）	372	354	339	329	319
確保方策	実施体制：市の保健師及び助産師等 実施期間機関：子育て相談課、群馬県助産師会				

【確保方策について】

◆妊娠届出時の全数面接により、妊娠期からの支援を強化し、切れ目のない支援を行っています。令和2年度以降も現状の体制を維持し、~~実施体制~~として、市の保健師に加え、助産師も訪問し、引き続き事業を実施します。~~養育に関する指導・助言等~~を行います。また、令和3年度以降は現状の体制をより充実させ、子育て経験者等による育児家事援助を開始します。

⑤-2 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）【提供区域：市全域】

【事業概要】

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）※のさらなる機能強化を目的として、同協議会を構成する関係機関の連携強化の推進や、研修等の充実による担当職員専門性強化を図るための事業です。

※要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）は、児童虐待の発生予防や早期発見と保護のため、関係機関が連携し、情報交換と支援の協議を行う場であり、全ての市町村に設置されています。なお、関係機関とは、市町村、児童相談所、福祉事務所、学校、幼稚園、保育所、民生児童委員、警察、医療機関等です。

【市の現状】

子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の一体的な運用において、関係機関の連携強化を推進するとともに、要保護児童対策地域協議会の構成機関職員に研修会等を開催し、より専門的な知識を深め、協議会の機能の強化を図っています。

【確保方策について】

◆子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の連携を強化するとともに、関係機関との連携強化の推進や要保護児童対策地域協議会の機能の強化を目指すために、構成機関職員に研修会等の実施により専門的な知識や技術を深め、さらに迅速な対応が図れるようにします。

⑥子育て短期支援事業（0歳～18歳）【提供区域：市全域】

【事業概要】

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった乳幼児や児童等について、乳児院又は児童養護施設において一定期間、養育や必要な保護を行うことにより、児童及びその家庭の福祉の向上を図る事業です。本事業には、短期入所生活援助（ショートステイ）事業※1及び夜間養護等（トワイライトステイ）事業※2があります。

※1 短期入所生活援助（ショートステイ）事業とは、保護者が疾病などの理由により、家庭において児童等を養育することが一時的に困難になった場合などに養育・保護する事業です。

※2 夜間養護等（トワイライトステイ）事業とは、保護者が仕事などの理由により平日の夜間、又は、休日に不在となり家庭において児童等を養育することが困難となった場合などに、生活の指導、食事の提供等を行う事業です。

【市の現状】

令和元年度は、ショートステイ事業及びトワイライトステイ事業を実施しており、年間延べ利用人数は、ショートステイ事業 10人（推計）・トワイライトステイ事業 8人（推計）になる見込みです。なお、令和元年度から当該事業の委託先を2か所増加させ、多くの利用者の希望に迅速に応じられるよう体制を整備しています。

【量の見込みと確保方策】

区分		R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
①量の見込み (年間延べ利用人数)		18	22	26	26	26
②確保方策 (年間延べ 利用人数)	ショートス テイ事業	10	12	14	14	14
	トワイライ トステイ事 業	8	10	12	12	12
	合計	18	22	26	26	26
②－①（過不足）		0	0	0	0	0

【確保方策について】

◆今後、一層の核家族化により一時的に養育困難な状態になる乳幼児や児童の増加が見込まれるため、今後も利用希望に柔軟に対応できるよう引き続き事業を実施します。

⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

（0歳～5歳、小学生）【提供区域：市全域】

【事業概要】

乳幼児と小学生の育児などの援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者を会員として、両者の相互援助活動に関する連絡、調整を行うことにより、地域における育児の相互援助活動を推進するとともに、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急の預かりなど多様なニーズへの対応を図ることを目的とする事業です。

【市の現状】

令和元年度は、年間延べ利用人数（活動件数）が1,600人（推計）となる見込みです。主な利用方法としては、「子どもの習い事等の援助（送迎）」や「児童の登校前の預かりや送り」などです。なお、病児・病後児を預かる“病児・緊急対応強化事業”については、令和元年度中に事業を開始します。

【量の見込みと確保方策】

区分		R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
①量の見込み （年間延べ利用人数）		1,564	1,489	1,469	1,374	1,288
②確保方策 （年間延べ 利用人数）	子育て援助活動支援事業 （0歳～5歳）	470	447	441	412	385
	子育て援助活動支援事業 （小学生）	1,084	1,032	1,018	952	893
	子育て援助活動支援事業 （病児・緊急対応強化事業）	10	10	10	10	10
	合計	1,564	1,489	1,469	1,374	1,288
②－①（過不足）		0	0	0	0	0

【確保方策について】

- ◆令和2年度以降も現状の体制を維持し、利用希望に柔軟に対応できるよう引き続き事業を実施します。
- ◆病児・緊急対応強化事業については、保護者等に対して十分に周知を行うとともに、利用しやすい体制を整備します。

⑧一時預かり事業（0歳～5歳）【提供区域：市全域】

【事業概要】

家庭において保育等を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育所、幼稚園、認定こども園、地域子育て支援センターその他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

⑧-1 幼稚園・認定こども園（教育部分）における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

【市の現状】

令和元年度は、市立幼稚園全7園、認定こども園全19園で実施し、年間延べ利用者数は45,700人（推計）となる見込みです。

【量の見込みと確保方策】

区分		R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
①量の見込み （年間延べ 利用人数）	1号による利用	43,933	41,010	39,041	37,802	36,629
	2号による利用	0	0	0	0	0
	合計	43,933	41,010	39,041	37,802	36,629
②確保方策 （年間延べ 利用人数）	在園児対象型	43,933	41,010	39,041	37,802	36,629
②-①（過不足）		0	0	0	0	0

【確保方策について】

◆一時預かり事業（市立幼稚園・認定こども園（教育部分）等）については、保護者の一時的な保育ニーズに応えられる体制が整えられていることから、今後も現状の体制を維持しながら、利用希望に対応できるよう引き続き事業を実施します。

⑧-2 【一時預かり事業（在園児対象型を除く、保育所・認定こども園（保育部分）等）、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業（0歳～5歳）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）】

【市の現状】

令和元年度の保育所と認定こども園（保育部分）で実施している一時預かり事業の年間延べ利用者数は3,000人（推計）、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）における0歳～5歳の年間延べ利用者数は500人（推計）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）の年間延べ利用者数は8人（推計）となる見込みです。

【量の見込みと確保方策】

区分		R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
①量の見込み （年間延べ利用人数）		3,480	3,316	3,195	3,080	2,972
②確保方策 （年間延べ 利用人数）	一時預かり事業 （保育所・認定 こども園（保育 部分）等）	3,002	2,859	2,742	2,656	2,575
	子育て援助活動支援事業 （0歳～5歳）	470	447	441	412	385
	子育て短期支援事業 （トワイライトステイ）	8	10	12	12	12
	合計	3,480	3,316	3,195	3,080	2,972
②-①（過不足）		0	0	0	0	0

【確保方策について】

- ◆一時預かり事業（保育所・認定こども園（保育部分）等）については、保護者の一時的な保育ニーズに応えられる体制が整えられていることから、今後も現状の体制を維持しながら、利用希望に対応できるように引き続き事業を実施します。
- ◆子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）は、今後も現状の体制を維持し、利用希望に柔軟に対応できるように引き続き事業を実施します。
- ◆子育て短期支援事業（トワイライトステイ）は、今後も利用希望に柔軟に対応できるように引き続き事業を実施します。

⑨延長保育事業（0歳～5歳）【提供区域：市全域】

【事業概要】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間外において、保育所や認定こども園（保育部分）において保育を実施する事業です。

【市の現状】

令和元年度は公立保育所全4園、私立保育所全10園、認定こども園（保育部分）全19園で実施しており、年間の実利用人数が1,100人（推計）の見込みです。

【量の見込みと確保方策】

区分		R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
①量の見込み（人）		1,060	1,009	966	938	908
②確保方策	（人）	1,060	1,009	966	938	908
	（か所）	33	32 33	32 33	32 33	32 33
②－①（過不足）		0	0	0	0	0

※量の見込み（人）及び確保方策（人）は、実利用人数です

【確保方策について】

◆延長保育事業については、全施設においてニーズに応えられる体制が整えられていることから、今後も現状の体制を維持しながら、利用希望に対応できるように引き続き事業を実施します。

⑩病児・病後児保育事業（0歳～5歳、小学生）【提供区域：市全域】

【事業概要】

病気や病気回復期の乳幼児や児童で、保護者に就労などの理由があり、家庭で保育できない場合に、病院や保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

【市の現状】

本市では、病気中の乳幼児を対象にした病児対応型事業を1か所、病気回復期の乳幼児を対象にした病後児対応型事業を1か所、体調不良児対応型事業を市内の私立保育所・認定こども園11か所で行っています。令和元年度の年間延べ利用人数は、3,330人（病児対応型事業100人、病後児対応型事業30人、体調不良児対応型事業3,200人）（推計）です。

【量の見込みと確保方策】

区分		R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
①量の見込み (年間延べ利用人数)		3,335	3,173 3,793	3,043 3,663	2,949 3,569	2,859 3,479
②確保方策 (年間延べ 利用人数)	病児・病後児保育事業	3,325	3,163 3,783	3,033 3,653	2,939 3,559	2,849 3,469
	病児対応型事業 (か所)	1	1	1	1	1
	病後児対応型事業 (か所)	1	1	1	1	1
	体調不良児対応型事業 (か所)	11	13 11	13 11	13 11	13 11
	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業) (病児・緊急対応強化事業)	10	10	10	10	10
合計		3,335	3,173 3,793	3,043 3,663	2,949 3,569	2,859 3,479
②-① (過不足)		0	0	0	0	0

【確保方策について】

- ◆平成28年度から実施している病児対応型事業は、利用登録者数が伸びているため、現在の確保量を維持していきます。
- ◆病後児対応型事業は、利用人数に減少が見られますが、利用希望の動向に注視しながら確保量を検討していきます。
- ◆体調不良児対応型事業は、各保育所等に入所している児童を対象とした事業であることから、保育所等へ安心して預けられる保育環境を充実するため、現在の確保量を維持していきます。

⑪放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）及び放課後子供教室の整備（小学生）【提供区域：小学校区域】

【事業概要】

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）は、保護者が労働などのため、昼間家庭にいない小学校に就学している児童を対象に、放課後等に小学校の余裕教室等を利用して、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図る事業です。

放課後子供教室は、地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業です。

【市の現状】

放課後児童健全育成事業は、市内の全市立小学校（17 小学校）に開設しており、令和元年度の年間平均利用児童数（国が示している利用児童数の算出方法に基づく）は 1,350 人（推計）の見込みです。なお、入所を希望する 1 年生から 6 年生までの全ての児童の受け入れを行っています。

放課後子供教室は、市内の市立小学校 5 校において実施し、様々な体験活動や、学習支援を行っています。

【量の見込みと確保方策】

区分	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
①量の見込み（人） （放課後児童クラブ）	1,309	1,277	1,231	1,180	1,133
1 年生（人）	329	323	307	285	279
2 年生（人）	298	325	303	283	269
3 年生（人）	275	236	256	245	232
4 年生（人）	192	200	170	189	176
5 年生（人）	125	110	119	100	108
6 年生（人）	90	83	76	78	69
②確保方策（人）（放課後児童クラブ） （利用定員の合計）	1,907	1,907 1,946	1,907 1,946	1,907 1,946	1,907 1,946
放課後子供教室の整備計画（か所数） （放課後児童クラブと一体型で実施） 市内の全市立小学校（17 校）	8	11	14	17	17
②－①（過不足）	598	699 630	715 676	766 727	813 774

※量の見込み（人）は、各クラブにおける年間平均利用児童数（国が示している利用児童数の算出方法に基づく）の合計を表記しています。また、確保方策（人）は、各クラブにおける利用定員（各クラブの専用面積÷児童一人あたりの専用面積（1.65 m²）で算出）の合計を表記しています。

【確保方策について】

〔放課後児童クラブ〕

◆放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）については、国が定めた「新・放課後子ども総合プラン」を踏まえながら、全ての利用希望者に対応できるように、引き続き事業を実施します。なお、小学校区域毎においては、施設の整備等を行い、利用希望に対応できる体制を整えます。

また、現在国が進めている女性が活躍できる社会の実現に向けた政策なども考慮し、全てのクラブが19時まで開所できるように引き続き支援を行います。

〔放課後子供教室〕

◆放課後子供教室については、開設か所を段階的に増やしていき、令和5年度までの全市立小学校17か所での実施に向け、以下の内容等に取り組みます。

- ①教育委員会、福祉部局等の行政関係者、学校関係者等で構成する桐生市放課後子供教室運営会議を開催し、事業の推進を図ります。
- ②全市域での設置に向け、校長会での周知や学校に出向くなどして、未実施校への理解を求め、地域の実情に応じて、学校関係者、放課後児童クラブ関係者、地域団体等と開設に向けての調整を行います。
- ③「放課後子供教室ボランティア養成講座」を開催するなどして、地域コーディネーターやボランティア等の必要な人材の確保及び地域での事業の周知に努めます。
- ④放課後子供教室の運営にあたっては、放課後児童クラブの支援員と放課後子供教室の地域コーディネーターが連携して、実施内容の検討や安全管理に努めます。
- ⑤定期的にコーディネーター会議や教室毎のボランティア会議、スタッフ研修等を開催し、スタッフの育成に努めます。

【市内の全市立小学校における放課後児童クラブの確保方策】

★境野小学校

区分	R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度
①量の見込み（人）	68	74	68	65	69
②確保方策（人）	120	120	120	120	120
②－①（過不足）	52	46	52	55	51

※量の見込み（人）は、各クラブにおける年間平均利用児童数（国が示している利用児童数の算出方法に基づく）を表記しています。また、確保方策（人）は、各クラブにおける利用定員（各クラブの専用面積÷児童一人あたりの専用面積（1.65㎡）で算出）を表記しています（以下のクラブも同じです）。

★東小学校

区分	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
①量の見込み (人)	38	36	38	37	37
②確保方策 (人)	93	93	93	93	93
②-① (過不足)	55	57	55	56	56

★相生小学校

区分	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
①量の見込み (人)	109	100	93	83	77
②確保方策 (人)	117	117	117	117	117
②-① (過不足)	8	17	24	34	40

★天沼小学校

区分	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
①量の見込み (人)	115	113	110	109	107
②確保方策 (人)	213	213	213	213	213
②-① (過不足)	98	100	103	104	106

★川内小学校

区分	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
①量の見込み (人)	75	71	69	67	63
②確保方策 (人)	118	118	118	118	118
②-① (過不足)	43	47	49	51	55

★神明小学校

区分	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
①量の見込み (人)	110	111	115	115	107
②確保方策 (人)	115	154 115	154 115	154 115	154 115
②-① (過不足)	5	43 4	39 0	39 0	47 8

★広沢小学校

区分	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
①量の見込み (人)	126	120	121	106	109
②確保方策 (人)	163	163	163	163	163
②-① (過不足)	37	43	42	57	54

★菱小学校

区分	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
①量の見込み（人）	60	59	56	53	50
②確保方策（人）	72	72	72	72	72
②－①（過不足）	12	13	16	19	22

★南小学校

区分	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
①量の見込み（人）	76	76	73	70	63
②確保方策（人）	87	87	87	87	87
②－①（過不足）	11	11	14	17	24

★西小学校

区分	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
①量の見込み（人）	67	67	65	60	52
②確保方策（人）	132	132	132	132	132
②－①（過不足）	65	65	67	72	80

★桜木小学校

区分	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
①量の見込み（人）	113	112	104	108	101
②確保方策（人）	202	202	202	202	202
②－①（過不足）	89	90	98	94	101

★北小学校

区分	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
①量の見込み（人）	38	39	36	34	31
②確保方策（人）	105	105	105	105	105
②－①（過不足）	67	66	69	71	74

★梅田南小学校

区分	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
①量の見込み（人）	36	35	35	34	31
②確保方策（人）	52	52	52	52	52
②－①（過不足）	16	17	17	18	21

★新里東小学校

区分	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
①量の見込み（人）	110	103	105	105	103
②確保方策（人）	126	126	126	126	126
②－①（過不足）	16	23	21	21	23

★新里中央小学校

区分	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
①量の見込み（人）	121	114	103	96	92
②確保方策（人）	134	134	134	134	134
②－①（過不足）	13	20	31	38	42

★新里北小学校

区分	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
①量の見込み（人）	37	37	33	31	31
②確保方策（人）	37	37	37	37	37
②－①（過不足）	0	0	4	6	6

★黒保根小学校

区分	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
①量の見込み（人）	10	10	7	7	10
②確保方策（人）	21	21	21	21	21
②－①（過不足）	11	11	14	14	11

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業概要】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定子ども・子育て支援施設等に対して、保護者が支払うべき副食費等を助成する事業です。本事業には、教育・保育給付認定保護者に対する日用品・文房具等に要する費用の補助と施設等利用給付認定保護者に対する副食費に要する費用の補助があります。

【市の現状】

令和元年度は、子ども・子育て支援新制度未移行幼稚園に通う子どもに対する副食費の補助を実施しています。なお、副食費に要する費用の補助事業では、低所得等世帯と所得階層に関わらず第3子以降の世帯に対し補助を行います。令和元年度の補助対象者は9人（推計）です。

【量の見込みと確保方策】

区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み（人）	6	6	5	5	5
②確保方策	継続して実施します。				

【確保方策について】

◆副食費に要する費用の補助については、継続して実施します。

⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

【事業概要】

特定・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

【事業の方向性】

◆本市では、待機児童等が発生していないため、本事業を実施しません。